

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

## <総括>

開催日時 令和元年9月30日(月) 13:32~15:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

荻田 義雄 委員長  
大国 正博 副委員長  
浦西 敦史 委員  
池田 慎久 委員  
佐藤 光紀 委員  
田中 惟允 委員  
奥山 博康 委員  
尾崎 充典 委員  
今井 光子 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事  
村井 副知事  
村田 副知事  
末光 総務部長  
杉中 危機管理監  
山下 地域振興部長  
前阪 南部東部振興監  
折原 観光局長  
西川 福祉医療部長  
石井 医療・介護保険局長  
鶴田 医療政策局長  
橋本 こども・女性局長  
榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長  
中川 産業・雇用振興部長

杉山 農林部長  
山田 県土マネジメント部長  
増田 まちづくり推進局長  
青山 水道局長  
吉田 教育長  
遠藤 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議事 9月定例県議会提出議案について

### <会議の経過>

○荻田委員長 ただいまから会議を再開いたします。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

なお、先日、田中委員からご請求のありました資料をお手元にお配りしておりますので、よろしくお願いたします。

質疑等があれば順次ご発言願います。

○佐藤委員 新任期を迎えて、これから4年近くまた一緒に仕事をさせていただくわけですが、前任期に提言した、奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案が今議会にて提出されるに至っております。また、中町の道の駅においても広域防災拠点として防災関連の設計を当初より盛り込むとの答弁をいただき、今後も建設的な議論を行いながら、補完されるような関係性を築いていきたいと思う中で、総括質疑を行いたいと思っております。

今回、令和最初の予算審査特別委員会ということで、担当部署と、確認をとりながら本日まで審議をしてきましたが、4点について、知事に質疑をいたします。

1点目は、前任期において一般質問で提言しておりましたが、消防学校が非常に老朽化しており、現地視察も行いましたが、広域防災拠点の早期移転という形で話しておりました。しかし、いまだ移転ならずで、今補正予算の中にも耐震化の応急処置という形で含まれております。そのような中で、自衛隊の誘致、2,000メートル級の滑走路、果ては空港という発言まで知事はされています。迷走するばかりであり、いつ起こるとも知れない大規模災害に備えた広域防災拠点と、そのリソースのかなめでもある消防学校の再整備は、会派を超えて一刻も早く整備するべきとの意見が相次いでいると思っております。ついては、

知事の所見を聞かせていただけますか。

○荒井知事 消防学校が防災のかなめとおっしゃいましたけれども、訓練学校ですので、実際に災害のときに学校が出るわけではなく、それは消防士や応援に駆けつけてくれる自衛隊であるわけです。だから少し違うという感じがしました。

消防学校は大規模広域防災拠点と併設することが結果的には望ましいと思い、そのような計画を立てております。そのタイミングがどうかという趣旨の質問ですが、そのとおりでと思います。一刻も早く整備すべきは、消防学校よりも大規模広域防災拠点です。災害のときに一番役に立つのは訓練学校ではなく、救難に出動する消防、警察、自衛隊であるわけです。大規模広域防災拠点は、南海トラフ巨大地震を想定しており、巨大地震が来れば大規模な救援・救助活動が必要ですので、その際は2,000メートルの滑走路があれば、防災拠点の能力ははるかに高くなると思っています。いずれにしても早く大規模広域防災拠点をつくりたいと願っています。

消防学校が古くなっていることは確かですので、いかに早く消防学校を整備できるかが佐藤委員の質問の内容だと思いますが、救難という観点からは防災拠点そのものの機能向上が、何よりもまず大事だと思います。それが南海トラフ巨大地震に間に合うように願う段取りであろうかと思っていますので、今申し上げました考え方ですけれども、具体的に消防学校も含めて最後に完璧な体制になればと願っています。

○佐藤委員 少しニュアンスが違ったと思うのは、正直な話、消防学校は古いので、他府県の訓練生が奈良県に来て訓練することはなく、反対に奈良県の訓練生が近隣の学校に学びに行かなければいけません。災害が起こったときには、隊員の資質、訓練の質も大きく影響してくると思いますので、最新の設備を導入して、近隣の消防隊の錬成にも重きを置くべきだと思っています。

そのため、消防学校を一刻も早く移転する必要があると思うのです。そこに自衛隊、広域防災拠点、2,000メートル級の滑走路、果ては空港が絡んできて、全部そろった状態で広域防災拠点を整備するとなると、そのフローは果てしなく遠くなっていくと思うのです。災害は、いつ起こるかわからないので、できるだけ早く消防学校を整備して、消防学校をかなめとして、拡張性のある設計を含めて議論を進めて、滑走路の問題や自衛隊誘致はまた別の話として進行させればよいと思うのですけれども、いかがお考えですか。

○荒井知事 大規模広域防災拠点と消防学校を併設してもいいのではないかという考えを示されました。それは大変結構なことです。防災拠点は、日ごろは大体訓練に終始する

のが普通ですので、消防学校生と一緒に訓練できればと願っているわけです。併設が望ましいという前提で話をうまく進められればと思います。

できるまで古いままかということですが、訓練では施設が古いのが問題か、訓練の内容が貧弱なのが問題かという話はしょっちゅうあります。私が気にしているのは訓練の内容で、これは県の責任ですので、訓練の内容が貧弱にならないようにというのが最大の願いです。施設がいいところは皆訓練の程度がいいかいうと、そうではないのです。それは佐藤委員もご存じだと思いますけれども、県外に行くことが悪いわけではないと思います。県内でできればそれはいいのですけれども、訓練は座学ばかりではだめで、絶対に実務的なものになりますので、現場に即した訓練をしないとだめですが、災害のない奈良県では、現場に即した訓練の場がないわけです。災害が起こったら、まず見に行って、その後検証するというのが最大の訓練だと私は思っています。したがって、県外で災害が起こったときは訓練のために行くのは悪いですが、とにかく行くようにしており、災害が一番の訓練の材料だと思っています。

校舎が古いのは残念ですが、決め手にはならないというのが私の気持ちです。何よりも奈良県の消防学校は、訓練内容が低いと時々言われるものですから、消防学校長は誰だと、そのようなことを時々言ったりしているのです。だから、校舎が古いのは致命的ではないとは思いますが、いいにこしたことはありません。訓練の内容を上げるには、学校だけでできる訓練はどちらかという低い内容ではないかと想像するわけで、方々に行って、消防署に張りついて、訓練も現場が圧倒的に多いほうがいいに決まっています。座学はどこでもできます。古い校舎でなくても、会議場ですればいいわけですから、そのような工夫はできないかと思っていますので、施設自身よりも訓練内容を気にして遺漏なきようにしていきたいと思っています。

○佐藤委員 いろいろな考えがあると思うのですが、残念過ぎるぐらい、かなり老朽化が進んでいるのは事実です。また、県の防災計画においても広域防災拠点に位置づけられている建物が、実際に、直下型の地震や東南海トラフが動いたときに、果たして応急処置で間に合うものかどうか。倒壊しなかったとしても拠点として使うのは非常に難しいです。

新たな消防学校を含む広域防災拠点を一刻も早くつくっていただくことに、誰も反対していないと思います。早く進めるべきだと、今までも一般質問や各委員会でも各会派から発言が相次いでいると思いますので、どのようにすれば早く取りかかれるか、フローを考

えていただき、当然拡張性を持たせる。滑走路の問題、まちづくりにまで検討するのか、そのような考え方はあると思うのですけれども、全部ひっくるめていくという完全なパーツをつくるとなると大分先の話になってしまうのではないかとということで発言をしました。時間の関係もありますので、また引き続き話ができればと思います。

2点目は、県立学校の体育館の空調整備についてです。

これも前任期のときに質問しましたが、教育環境の充実や避難所としての活用もあるため、体育館に空調を整備する必要があることを述べております。既に大阪市では予算化され、2020年には導入される予定であり、加えて、奈良県下の市町村においても体育館への空調整備について現在議論されている状況です。これに対して、高校再編に端を発した県の教育に対する姿勢も問われている中で、率先した整備をするべきと吉田教育長には話をしておりますけれども、知事の所見をお聞かせいただけますか。

**○荒井知事** 私としては、体育館の暑さ対策のための空調はあったほうがよいと考えています。学校の体育館には、市町村の体育館、県の体育館があり、県の体育館ぐらいは整備したらどうかということは話がつながると思います。教室の空調整備は、市町村の整備がおくれている、県も特別支援学校を中心に整備してきたので、特別支援学校はほとんど100%に近かったのですけれども、普通科の高等学校の空調整備がおくれていたのが事情です。それが、暑さ対策を一気にやろうということで、県が進んでいる市町村にも進んでいない市町村にも、多少抵抗がありましたけれども、一挙に補助をして、ほとんど100%に近づいたということです。

今度は体育館ということで、基本的に体育館の暑さ対策は必要ではないかと私は思っていますが、どこの学校にどれだけ体育館があるのかは本当に知らないのです。県立学校の体育館の空調設置は教育委員会の責任であろうかと思っておりますので、しっかりやってくださいというのが私の気持ちです。

それから、体育館は避難所に使う場合もあるとおっしゃっています。避難所に使う場合は、県の関与がより大きくなってきます。避難所のアメニティーということを私はずっと言っています。アメニティーの中で、女性のトイレやパーティションをきちんとするようと言っています。夏に災害が来ないとも限らない、冬に来ないとも限らないということですが、避難所のアメニティーの観点からも空調が必要ということと、体育館でスポーツをする場合は生徒のために必要になります。学校長が認めて体育館を避難所にして、避難所に行くように言ってもほとんど人が行きません。少し寒いときには行けないと思ってお

られて、本当に危なければそのようなところでも行かないといけないと思っておられると推察できるのですけれども、避難所としてのアメニティー改善の一翼として空調も要るのではないかと思います。県立学校であっても避難所は市町村は指定しますが、体育館を避難所として使う場合は、校長先生も県に相談してもらって、そのときは市町村長もアメニティーは大丈夫か気にしていただきたいとつくづく思うのです。あまり気にしないで、体育館があるから避難所指定しておこうと、安易な避難所指定があるのではないかと私は思っています。大事な点を指摘されたと思います。

○佐藤委員 前向きな所見を述べていただき、ありがとうございました。

確かに今、通常のオペレーションにおいても、夏季の始業式や終業式のときに、暑過ぎて、校長先生が各教室に放送室から話をするというのはいかかなものかと思っています。また、昔の話ですけれども、夏場に体育館を閉めきって使うケースもあり、それは卓球やバドミントン部が、風が入ってくるのであけるなという話もありました。風通しもままならない環境の中での部活動、ふだんの教育のオペレーションの中で、そのような支障がこれから間違いなく出てきます。今までは、教室に空調がなくても何とかなるだろうという話がまかり通っていたのですけれども、議員、県幹部の意識が変わる、トップの意識が変わることによって、県が動けば当然市町村の動きも変わってきます。教育委員会の所管であることは間違いのないのですけれども、ぜひ県が率先して奈良県の教育のあり方をイメージして進めていき、助言していただければと思います。

次に3点目ですが、深刻な問題で、大宮通りの維持管理についてです。

これは改選後、新任期に入って、私が6月定例会の一般質問で話した核心たる部分です。つい先日も大雨がありました。目の前の大宮通りが冠水して、3車線が1車線しか使えないぐらいの状況でした。また、高規格道路である第二阪奈道路からおりてすぐところの区画区分線がもう消えかけています。そして、奈良公園バスターミナルがオープンしましたが、その間もずっと歩いてチェックした結果ですけれども、実にわだちやひび割れも多く、ポットホールも発生しています。これに対して、県の修繕計画があるかということ、現在、管理基準がない状況で、答弁としてはMCIではなくIRIを用いて計画をつくるということでしたけれども、今、完全に後手に回っています。奈良公園バスターミナルが4月にオープンしましたが、目標の半分しか利用がないという別の問題が発生しているのですけれども、現在走っている交通量以上にこれからどんどん入ってきてもらいます。そして、奈良県コンベンションセンターができてくる、また、中町の道の駅がロータリーを備えた

形でできてきますが、バス観光に重点を置いている以上、必ず要になってくる目の前の大宮通りを県の最重要区間として位置づけて、最優先でまずは現状を改善し、維持管理していく道路として認識すべきだと思うのですけれども、知事としてはいかががお考えかお聞かせください。

○荒井知事 大宮通りは大変重要な、観光来訪者のメインゲートであるという観点からおっしゃいましたけれども、県では大宮通りプロジェクトという名前で10年間取り組んでいます。具体的には、奈良市ではなく県が景観植栽で花をずっと植えています。そこからウェルカムゲートの整備、イルミネーション、第二阪奈道路からおりて奈良市内に入り秋篠川を越えたところの植栽などから取り組みました。地元の自治体も植栽には随分協力的です。佐藤委員の指摘の中には、道路にでこぼこがあることや、基本的なことがなっていないということがあると思います。大宮通りだけではなく、道路と河川を含めた維持管理の体系は、恥ずかしながら奈良県にはなかったのです。それをつくるべきと思っています。佐藤委員の指摘もその方向での指摘ではないかと理解していますけれども、標準的な管理体系がないとはどういうことかということです。体系的、計画的な維持管理の体系をつくりたいのですが、県庁と土木事務所があるので、どちらかという土木事務所がやるような仕組みだったと思うのです。大宮通りはよく目につきますから、私が直接道路当局に指示したことはあるのですけれども、土木事務所が植栽などをする場合もあり、また、道路環境課が直轄でやる場合もあり、その仕組みはよくわからないところがあったのです。それを整理をしていくと、県庁の県土マネジメント部なのか土木事務所なのかといった役割分担がだんだん出てきますので、押しつけ合いになってはいけません。大きく体系的にということは、県庁の直轄組織と土木事務所の役割分担は必ず入ってこないといけないと思います。

予算があれば補修工事は難工事ではありませんので大概できるのですが、予算には限りがありますので、優先度をどのように判断するのか、どのようなものを緊急対策にするのか、緊急優先道路をどこにするのかといったことが大切です。大きな街路では選択と集中という考え方を打ち出して、7年から8年かかりましたけれども形になってきました。やはり体系化すると効果があると思いますが、恥ずかしながら維持管理についても選択と集中による管理を始めようとしているところで、河川も同じように思っています。その中で、大宮通りをまずやるべきという指摘であると思いますけれども、それはそのとおりだと思いますが、その体系の中で、佐藤委員に大宮通りをするように言われたから大宮通りをや

ったという答え方ではだめで、きちんと体系的に検討して、大宮通りが優先度高いと答えられるようにというのが私の当局への指示です。

そのように体系化するには交通量等のデータが要ります。交通量が多いと摩耗度やダメージが多いということにもなりますし、いつ、どのような水害に襲われたかといったデータを本庁で集約して判断するように取りかかろうとしているところです。佐藤委員のこのタイミングでの質問は、何とかしないとイケない具体的な事例と受けとめて、体系化、計画化を中心のテーマとして進めていきたいと決意を表明いたします。

○佐藤委員 現在、奈良公園バスターミナルの利用が初期目標値の約半数程度ということで、まちづくり推進局をあげてオペレーションの改善など、試行錯誤しているという答弁を予算審査特別委員会でもいただきました。その中で、やはり目標以上の数字を上げていくということは、ますますバスが目の前を走るということです。何回も言われていた選択と集中という言葉が合うのは、まさしく幹線である大宮通りです。私から言わせていただいたのが、まずはここを最重要区間として選択するべきではないか。そして集中ですが、最優先すべき問題がここにあるのではないかという話をいたしました。全体的な県の舗装維持管理計画なども大事ですけれども、現状、問題が出ていると思います。これも話をしましたが、ポットホールという穴ぼこができていて、当然これはすぐに何とかしないとイケないというレベルで、レミファルトや仮設復旧材で押さえていると思います。ただし、これは仮設でやっているだけであって、はっきり言って発生している時点で表層から基層をやり直しをしないとイケない状況です。現在、大宮通りは、そのような状況を抱えていると思いますが、その決意ということで承りましたので、ぜひ対応を少しでも早くされたほうが良いと思います。

次に4点目ですが、2009年から都道府県と政令市にひきこもり地域支援センターが設置されておりますけれども、ひきこもりの実数は10年たった今でも推計でしかなく、また、青少年のひきこもりだけではなく、最近では中高年のひきこもりも社会問題化していることはご存じかと思います。8050問題です。さらには痛ましい事件も関連して出てきている中で、この問題に対する対応策がこれとってない。しかも、年齢も10歳代から60歳代と幅広く、さらに個々特有の諸問題をはらみ、現時点においても有効な対策が打てていないという状況を、梶田くらし創造部長からも答弁をいただいております。大事なことは、これからどのように取り組んでいくのかという、トップの意識だと思います。ひきこもりについては、若年層と中高年の両分野にわたっていると思いますが、知事のお



考えをお聞かせいただけますか。

**○荒井知事** ひきこもりは大変深刻な問題です。トップの意識次第ということですが、正直それほど自信がありません。指示をすれば大概うまくいくことが多いのですが、この分野はなかなか難しいと私自身は思っています。私個人は、ひきこもりの勉強もしているのですが、まず家族問題ということになります。佐藤委員お述べのように、ひきこもりの方は若年から中高年と多世代にわたっているのです。そのため、若年のひきこもりは不登校と呼ばれる場合があり、中年で就職期にある方はニートやひきこもりと言われます。総じて言えば、つながりを自分で絶ってしまう原因は、外での傷つけられた経験、傷害経験、PTSDといった経験です。第一次接触者は家族であることが当然ですが、家族も引き出せない。そのような現象が社会現象になっていますので、そのときに行政の立場からは家族をどのように助けるかが第一義的な目標になると思います。家族の相談に乗ることが、行政のまずできることであると担当も思っています。ひきこもり相談窓口は平成27年から開設し、これまで1,000名ほどが相談に来られました。窓口にはニーズがあったということがわかります。そのうち、52名の方が外に出てこられ、就労、就学されましたが、何十年もひきこもっている方がいることもわかっています。地域でいろいろな活動があるので、行政が働いて、ひきこもり脱出に効果があった例を調べるように担当にお願いしています。うまく行って結果の出た例、なかなかうまくいかなかった例といった、ひきこもられた原因につながる情報を、事例検証として集めるように改めて指示しました。地域の特異性というよりも、社会の流れの中で発生していると思いますので、今の時代はどうしてそのようなことが起こるのか、社会学のテーマ、家族というテーマにもなっており、医療以前の人とのお付き合いの仕方もテーマになってきています。行政ができることは、まだ十分発見できていませんけれども、行政でも県と市町村のどちらがどうすべきかというやり方もまだ確立できていません。あるいは学校が何かできないか、不登校はどうして起こるのかも研究しないといけない。まだそういうステージであると私は思っています。私自身もいろいろな本を読んで考えていますが、能力は限りがあるし高くないので、このような関心を持たれている分野があるということを確認して、さらに情報収集と出口の手探りを深めていきたいと思っています。

**○佐藤委員** 関心を持っていただいているということで十分だと思います。現在、国、都道府県、市町村、どこにおいても、実は推計でしかない状況であり、実態把握ができていないのです。一人ひとりの顔、実態が把握できていない。例えば奈良県に1万1,115

名のひきこもりの方がいるといった報告があれば、大分対策も打てると思いますし、我々がどのような対策をとればいいのかといった傾向も出てきて、認識も広がるとは思いますが、現時点では、人口比率による1万人はいるだろうという報告が担当部局から出てきています。午前中の質疑応答の中でも話をしましたのが、まず、普通に考える価値観とは全く違うところにあるということです。私が教えていただいたのが、居場所という言葉は言わない、また、支援者という言葉は使わないということで、言われたとき、私は意味がわからなかったのです。今聞かれて、なるほどと言われる方もいれば、何のことかという感じの方もいると思いますが、後から考えれば答えが出てくるのです。要は我々が持っている物差し、当事者の方々が持っている物差し、家族が持っている物差しが全て違うということで、結果として、つながりがなくなってしまって、ひきこもりという問題につながっています。それを、少なからず、しかたないで切ってしまうのではなく、行政としての受け皿が必要であって、これからやっていくべきことは、個々の顔を見るための実態調査だと思っています。ぜひ関心を持ち続けていただきたい。この分野は正直な話、相当な数です。また、どのような形で社会にかかわっていただくかといったことも解決しないと、8050問題は噴火すると思っていますので、適切な予算と人員配置、また、行政で対応することが果たして正しいのかどうか、そのようなことの検証も含めて、今後も関心を持っていただければと思います。

**○今井委員** 先日の予算審査特別委員会のときに、奈良高等学校の体育館の問題で10月10日にメールが送られていたということを取り上げました。そのメールには知事の指示が出ているとあり、どのような指示が出ていたのかと問い合わせると、実際は知事の指示ではなかったと、知事の指示があったと思って自分で勝手に書いたという発言があり、びっくりしました。奈良の木ブランド課によって、奈良の木を使ういろいろな計画が進んでいたわけですが、知事は、奈良高等学校の体育館に関して、奈良の木を使うよう指示をしたことがあるのか、お尋ねしたいと思います。

**○荒井知事** 本会議でも、別の日本共産党の議員から、奈良市に指示をしたのではないかという質問がありました。これも指示ではありませんでしたが、指示は地方自治法違反だと決めつけられていましたけれども、指示であれば違反だと元知事の学者が書かれているだけです。きょうのほうはやわらかい質問で、指示かどうかということを、まず本人がそう思ったかどうかという聞き方ですので答えやすいと思います。もちろん指示だという自己認識はしておりません。そのように、指示だと言われたというメールが出ているという

ことを、きょう見てびっくりした次第です。正確ではないかもしれませんが、組み立て式の木造建築があるということは職員に対して言いました。経緯については、自分の記憶だけなので相前後したり間違っているかもしれませんが、教育委員会からの報告で、I s値が0.3未満というのは危ないから使用停止にするという報告がありました。使用停止にするという報告ですので、そうですか、ではその後どうするのですかということで、ほかのところを使うか、仮設建築物を建てるという話をされた記憶があります。仮設を建てるのであれば、もう一度使える木組みの建物について、いつ建つかはわからないけれども、開発・設計する予算まで議会で認めてられているという話をしました。そのような経緯ですので、奈良高等学校の体育館の内容も規模も知らない状況で、これを使うよう指示ができるわけがないと思います。

**○今井委員** 県で奈良の木を使って木組みのものをつくるというのは、県の予算にも出ておりました。皆様に資料を配布しておりますが、奈良の木を使用した仮設施設検討進捗状況ということで、平成30年7月に奈良の木ブランド課がつくった資料があります。これを見ますと、間口が15メートル、奥行きが25メートル、高さ7.5メートルで、用途としては300人ぐらいが着席で飲食ができるので、ならオクトーバーフェストなどに使用でき、コンサート形式では600人程度で、使用例は奈良公園、平城宮跡でのコンサートといったことを県が検討しているということがこの資料に出ています。ですから、この時点では、体育館を想定している話は全くなかったのではないかと理解できるわけです。このメールには、メールを送った方は、無理だと思うと意見を書いているのですけれども、中西学校支援課長は、知事の指示なのできちんと説明できるようにと添えてメールを送られていました。そして、大きさの問題で言われていたのが、農林部で検討していると聞いたので、どのようなものか聞きに行き行って資料をもらったということなので、恐らくこの資料のことを言っているのかと思うわけです。

このメールの問題については、ことし9月の文教くらし委員会に請願が出ており、山村議員が請願を読み上げた中にも、このメールの存在があったのですが、そのときは一言も間違っていたという訂正がなかったわけですが、予算審査特別委員会の中で、間違っていたと訂正がありました。吉田教育長は、その点について知っていたのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○吉田教育長** 私がメールの存在を知ったのは、学校に開示請求があつて、開示決定が決まった日の後です。ですから、メールが送られた時点、開示決定の請求が出た時点でも知

りませんでしたし、開示決定された後にその情報を知ったということです。

○今井委員 もし、誤った情報ということであれば、そのような情報が開示されていること自体が非常に問題ではないかと思うわけですが、知事は、その点についてどのように考えられますか。

○荒井知事 私にとっては極めて問題だと思います。

○今井委員 それから、予算審査特別委員会のやりとりの中で、吉田教育長が校舎のほうも木造の仮設校舎を建てられないかと中西学校支援課長に指示を出したけれども、コスト、期間、大きさの面で断念せざるを得なかったと答弁をいただいているわけですが、教室は、もちろん全員が入れなかったら大変ですが、体育館のほうは全員入れなくても問題ないと思われたのか、吉田教育長に再度質問したいと思います。

○吉田教育長 使用停止にしたものを仮設で対応するということですので、仮設の大きさについては、仮設の教室も廊下を含めて非常にコンパクトになっており、建てる場所の面積に影響されるわけですので、運動場で部活動や体育の授業を行うことから、体育館の代替施設として仮設を建てる際に運動場への影響もあるため、面積は少し小さく、3分の2弱になることは承知の上で計画は立てていました。

○今井委員 それでは、小さくなることを最初から承知の上で建てられた答弁をいただいたと思います。それで、先ほどの体育館の資料の横に、平成30年の奈良県と早稲田大学の基本協定書に基づく調査研究に関する契約書があります。これは仮設施設の検討業務となっておりますが、もともと平成20年に奈良県と早稲田大学が調査研究を一緒にするという協定が結ばれていたと思います。私も奈良の木を大いに使うべきだという立場ですので、これを促進することについては、大いに進めていけばいいと思っているのですが、奈良の木を使用した仮設施設検討業務として、実施責任者の甲が奈良県農林部奈良の木ブランド課、乙が理工学術院古谷誠章教授と書かれているわけです。これに基づいて研究した中身が、恐らく契約書の横にある資料のドーム型の建物です。この資料の一番下に18の10月15日と書いてあり、木組みの建物が使えないかというメールが送られたのが10月10日なので、その5日後です。その上に8月7日と書かれており、仮設施設検討事業と書いていますので、体育館を想定したことは、ここでは見られないのですが、設計の中身を見ると、直接工事費の内訳に、床が体育館仕様となっており、体育館を想定した設計が8月7日の時点なのか、10月15日の時点かわかりませんが、もうでき上がっていたということになるのではないかと思います。また、建築設計業務委託

契約書を見ると、委託料が1,956万9,600円となっていますけれども、発注者が奈良県知事、受注者が有限会社ナスカとなっていて、代表取締役が古谷誠章氏で、先ほどの奈良県と早稲田大学の基本協定書の乙に書かれている先生の名前がここも出てくるわけですが、この設計に関して、なぜこの会社をお願いすることになったのか、経緯をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 私は存じません。

○吉田教育長 私も8月7日の時点で、体育館を想定していることはないというのは事実だと思います。10月以降に体育館に転用できるかどうかの検討に入っていたのも事実ですが、詳細については、私は知りませんのでお答えできません。

○今井委員 8月7日のメモの存在が、何かがよくわかりませんが、10月15日の場合でも、10月10日に木組みの建物を使ってはどうかというメールが存在しているので、設計のことは詳しくわかりませんが、たった5日間でこの資料のようなものができるのが非常に疑問ですけれども、その辺のところは誰に聞いたらいいのでしょうか。

設計工事費が1億5,800万円となっており、坪当たり約98.7万円という金額が示されているわけですが、今、体育館の広さとして聞いておりますのが、横が18メートル、長さが38.2メートル、高さが9.5メートルで、このときの見積もりよりも一回り大きいものが、具体的につくられようと計画されていると思うのですが、坪数では12坪ふえるので、計算すると1,184万円、コストが高くなるのではないかと推定されるわけですが、先日聞きますと、2億円の予算が組まれており、その範囲内である1億9,900万円でおさまると伺いました。そんなに大きさが変わったら、当然、予算を超えるのではないかと思うわけですが、このあたりの見積もりは、どのようになっているのか、どなたかわかりますか。

（「わかりません」と呼ぶ者あり）

わからないということですが、予定価格の99.95%でつくられることになりまますので、そんなにうまくいくのかという疑問を感じるわけです。

それから、仮設の体育館を使ったほうが後で利用しやすくなると言われているのですが、現在、奈良高等学校の子どもたちは、本当に大変な思いをしながら毎日部活や学校生活を送っています。このことについては、子どもたちからも校長先生宛てに要望書が出されています。例えば、シャトルバスを出していただいているのですが、3年生は、大和郡山市の城内学舎に行く場合に、定期がないため、シャトルバスに乗れない日

は自費で行かないといけないということで、やめてしまった部員もいるということが書かれていたり、荷物を置く場所がないため、大変大きな荷物を持っていかななくてはいけない、本当にやりたい練習ができない、練習時間が短くなったということも書かれています。それから、帰宅時間が遅くなって体調の維持が大変だった、塾に間に合わず部活と勉強の両立が厳しかったといった意見も出ているわけです。このような子どもたちの声は、知事のもとに届いていたのか、知事にお伺いしたいと思います。

○荒井知事 小林（照）議員が先日の本会議で説明されたので、そのときに知りました。

○今井委員 もともとイベント用に使うということで検討されてきた施設ですけれども、私はどこかで何かに使ったことがあるのかと伺うと、初めて奈良高等学校の体育館で使うという説明を受けました。屋内でコンサートを開催したり、飲食をすることなどを想定してつくられておりますが、思いっきり体を動かして、いろいろなスポーツをしたい子どもたちが大勢で使うということに、初めてこのような施設が使われるということで、もし何かあったら大変ではないかと心配しているわけですが、吉田教育長は、そのような心配はないのでしょうか。

○吉田教育長 まず、原点に立ち返っていただきたいと思います。I s 値 0.3 未満の耐震性能のない建物については、子どもの命を守るためには使用停止をすべきだという判断がまずありきです。したがって、使用停止する建物に対しては、仮設の校舎あるいは仮設の体育館で対応するわけですが、使用停止した建物をそのまま復元をするということは、校舎についても、体育館についてもできない話ですので、一定の制限を受けることはやむを得ない。仮設の建物については縮小せざるを得ないという状況の中で、いかに教育環境を充実させるかということで、仮設の体育館とあわせて、近隣の体育館の使用、土日の対応も含めて、教育委員会では教育活動に支障のないように、できる限りの配慮、支援をしていきたいと考えております。

○今井委員 設計が10月の段階でできていますが、子どもたちがいろいろと要望したり、奈良高等学校の校長先生からも吉田教育長に対して、奈良高等学校耐震事業に関する要望ということで、屋内運動場の耐震補強を早急に実施されたいという要望なども12月28日に提出されています。もともと柿本知事の時代から、奈良高等学校の耐震性に問題があると指摘されていたと思うのです。そして、何度も建てかえの話、体育館の耐震補強の話が出ていたにもかかわらず、放置したままで、今日こうした事態を迎えているわけです。奈良高等学校の先生の要望にもありますけれども、奈良高等学校の場合、仮設建設物が、

その規模や機能において本校の屋内運動場の代替施設となり得るものか、運動場の一部を潰しての建設に値するものか疑義があり、容認しがたいとの声が強いとあり、また、本校が平城高等学校地に移転するまでの3年以上の間、屋内運動場なしに代替施設の確保に委ねることは、本校教育に大きな支障になり、生徒への心理的影響も大きいものがあると書かれているわけです。そして、奈良高等学校の場合は、教育の期待は難関とされる大学への進学と全国大会を目指す部活動を両立させることができることにあり、そのためには全学年そろっての練習の機会を保障することが不可欠の条件となるという、校長先生からの要望もあります。将来使わなくなるからまた次に使えるということよりも、今の子どもたちの教育をどうやって守っていくのかを、私は真剣に考えていただきたいと思います。そして、今、いろいろなうわさがあって、奈良高等学校は跡地が、何かに利用されることが決まっているのではないかという話が出ているのです。リニアの駅になるのではないかとといった話などもあるのですが、跡地について考えていることがあるのでしょうか。

**○荒井知事** 跡地利用について、何かいい知恵があれば教えてください。何も知恵がありません。リニアの駅になれば喜ばれるのであれば、それも一つの方法かと今聞いて思いましたけれども、そのようなことは、まだ自分では考えついておりません。

**○今井委員** 奈良高等学校の体育館の問題については、いろいろな面で問題があるのではないかと考えています。そして今日、子どもたちが普通科がなくなることを心配していますし、実際、奈良県の高校生4,000人が他府県に行って勉強している問題などもあるわけです。子どもの数が少なくなるとずっと言われているのですけれども、4,000人といえば、9クラスの学校であれば3.8校、8クラスであれば4.3校、6クラスであれば5.3校分に当たることになります。県は、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西ノ京高等学校を廃止して2つの学校にし、そして、平城高等学校地に奈良高等学校を入れるということで進めています。本当に今、奈良県の子どもたちにとってどのようなことがいいのか考えていただき、また、体育館については耐震補強をしていただくことを強く要望したいと思います。

次に、榎原考古学研究所の所長の任命についてお尋ねしたいと思います。

榎原考古学研究所の菅谷所長が病気でお亡くなりになられて、その後どうするのか私も気になっておりましたが、しばらく山下地域振興部長が兼務することになりました。日本を代表する考古学の研究所である榎原考古学研究所の所長には、それなりの方がふさわしいのではないかと考えていたやさきに、青柳先生が就任されると伺い、ご挨拶に伺ったの

ですけれども、たまたまそのときにいらっしゃらなかったということでもなく、あまりお見えになっていないということがわかったのです。そして、どれぐらい出勤されているかと聞きますと、就任された日に1日出勤されただけとのことでした。お忙しいので、いろいろな勤務の形態はあると思いますけれども、県は、どのようなことをやっていただくということをお願いしたのか、お尋ねしたいと思います。

○荒井知事 櫃原考古学研究所のような立派な研究所の所長は、どのような方であればいいのか、今の類型でいけば対外的な発信力がある人がいいのか、事務所にへばりついて職員に指示する人がいいのか、典型的には、どちらかと考えられるわけですが、前所長の菅谷先生は両方ともできたすばらしい人でした。それ以前はあまり存じませんけれども、どちらかに偏る傾向はあると思いますが、今度の青柳先生の声望、評価を知っておられるかどうかわかりませんが、考古学者としての実力、奈良県とのゆかり、今までの経歴などから言えば、とてもすばらしい、すごい人だと思いますし、よく青柳先生に来ていただけたねと言われることが多いです。青柳先生は世界の人気者ですので、方々へ時間をとられることも多いと思います。そのときに奈良県の櫃原考古学研究所の所長ですと言っていただくことによって、櫃原考古学研究所の成果が上がることは確実だと思っています。

また、事務所の業務も所長の責任ですので、その業務ができるのかという懸念があるとも聞きましたが、日常的な管理業務については、事務職、専門職の副所長、2人ともすばらしい方ですけれども、その2人がサポートしております。所長として具体的にやる管理業務はそんなに多くありません。そのため、所長として役目が果たせるかという懸念についてはあまり心配しておりません。そして、その声望や評価から、このような立派な方に来ていただいたことについて、大変うれしく、感謝しています。

○今井委員 大変立派な方が奈良県に来てくださったということですが、県の職員となるのか、また、どのような条件で来ていただいているのか、お伺いしたいと思います。

○荒井知事 櫃原考古学研究所は県庁の組織ですので、その所長として、県の非常勤嘱託職員で、特に日数の定めのない不定期勤務として雇用しています。

○今井委員 私の手元に、委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例と規則がありますが、附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則第6条に、非常勤の講師に関する報酬の額は1時間当たり4,370円を超えない範囲で任命権者が定める、1日の報酬の額は3万4,900円を限度とするとし、費用弁償の額は行政職の棒給表による7級の職務の級にある者が受ける旅費相当額とすると書かれています。また、月額で



定めることができるものとし、予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める額とする  
と書かれており、この場合、知事と任命権者が同一ですが、何に基づいてどのような形で  
定めているのか、お尋ねしたいと思います。

○荒井知事 今井委員ご指摘の、委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例  
第7条2項に基づき、知事が定める規則にのっとり定めています。

○今井委員 それでは、この条例の範囲という理解でよろしいのでしょうか。

報酬は月額での支払いなのか、日額での支払いなのか、その点はいかがでしょうか。

○荒井知事 担当に答えさせます。

○山下地域振興部長 お問い合わせの内容については、奈良県情報公開条例に基づく個人  
に関する情報であり、日額であるか月額であるかということもお答えできません。

○今井委員 公務員の給与ということになりますので、情報公開条例の対象というのは納  
得できないのですけれども、そのようなルールということであれば、そういうことだと思  
っております。

橿原考古学研究所は昨年80周年を迎え、記念号もできているのですけれども、橿原考  
古学研究所は、末永先生など、本当に日本の考古学を牽引してきた第一線の皆さんが築き  
上げてきたと考えております。そのような築き上げてきたものを、さらに発展させていい  
ものになるように、青柳所長もできるだけ奈良県に来ていただいて、五感で感じる奈良と  
言われておりますけれども、地元の空気なども感じていただきながら、よりよい橿原考古  
学研究所になるようにしていただきたいと強く要望したいと思います。

○川口（正）委員 喜び事が少なく、文句ばかり言うと言われると思うのですけれども、  
よく私は若いころに、いろいろなお願いをしたり提案をしても、返事を長々とする奴ほど  
答えがよくないのだと、それは気脈が通じていないからだと言われました。だから、私も  
お願いをしたり提案をしたりいろいろしますけれども、長いことしゃべっても、しゃべれ  
ばしゃべるほどむなしくなりますから、端的に申し上げて、いい答えが出なかったら気脈  
が合っていないと思わざるを得ないと、そのように受けとめたいと思います。

まず、けさも言ったけれども、福祉と医療のセクションですが、きょうの朝の新聞にも  
出ています。厚生労働省から発表があったということですが、厚生労働省が答えを出すま  
でに、県が何も言っていないというはずはなく、そうであれば経過はわかっているはずで  
す。新聞で報道される前に、なぜ予算審査特別委員会で報告しないのか。共通認識を持ち  
ながら地域医療のことを真剣に考え合う、お互いにできることとできないことを理解し合

わないといけません。いい設備、いい医者、いい薬というのは誰しも求めることです。薬は共通で取得できたとしても、施設と医者は限られているものです。そうであれば、奪い合い、取り合いになるわけです。患者がたくさん来られるということは、病人が多いということになるけれども、はやっている医者、はやっている病院という評価の問題もいろいろと出てくるわけです。だから、そのような意味で、均衡ある県民の医療体制をどのように構築するかということになるわけです。民間の病院で、よくはやっている医者は、いい医師をうまく集めているということで評価が上がるわけです。そういうことで、いろいろな悩みがあると思います。また、患者側、つまり県民、市民の側からも、いろいろな願いがあると思うのです。厚生労働省から名指しされた奈良県の5つの医療機関に、済生会の奈良、中和、御所の3病院と、県立病院。準公立の病院もあります。県から全く問題の提起をしていないはずがない。問題提起をしているけれども、厚生労働省からこのような答えが出てきたことについて、ともにいろいろ気遣いをする共通の場が大事ではないですか。伝えないといけない機会があるということにもかかわらず伝えないというのはどういうわけか。これは、西川福祉医療部長の側の責任になるのか、鶴田医療政策局長の側の責任になるのかわかりませんが、特に鶴田医療政策局長は国から来られているので、国との間を結んでくれないといけない。きのう今井委員の質問に答えたとのことですが、私の耳には全く入っていない。5つの病院という言葉が出たようですけれども、具体的にはわからない。耳に入らなかった私のほうが悪いのだろうと私は思うけれども、もう少し親しみのあるコミュニケーションを持とうという気概が大事ではないのかと聞いておきたい。だから、きょう朝から私は提案をしました。せめてこの会期中に厚生委員会を開いて、経過を伝える必要があるのではないかと提起しました。私はむかっとしているわけで、そのような県政のスタンスでは困るということを、まず、知事の前で申し上げておきます。

私はいろいろな機会ですべて訴えてきましたが、特にことしに入ってから、不法開発の問題提起を本会議で行いました。このことについては、県行政の側も、訴える側の私ども議員も迷惑していて、一番悪いやつが、無届け、無許可で不法開発をやっているわけです。迷惑を受けたもの同士が議論をしているのをなくそうではないかということです。だから、行政指導だけではどうにもならないものを、行政と司法の関係、あるいは県民世論の関係を求めながら、物事の処理を一体で行わなければならない。そのような意味で、不法開発にかかわっての体制の構築をしてはどうか、奈良県独自の組織構成を行う必要があるのではないかと申し上げてきました。同じことを知事にも申し上げますが、いろいろハードルが

あると思いますけれども、関係機関が十分に協議をして、何とか不法開発をとめるための展開をしてもらいたい。県土マネジメント部長が私の質問に対して、30数件あったものが半分に減ったと答弁されたけれども、一番古いものは10年も15年も20年も経過しているものがあるのではないかと。このような間違いが、これからもずっと続くであろうと思いますけれども、ぜひ対応策を組み立てていただきたいと思うわけです。先ほど、もう遠藤警察本部長には申し上げないと萩田委員長にも言いましたが、大体私の申し上げたことは伝わっているだろうと思いますが、ぜひ当局もいろいろな展開をしてもらいたい。

話はそれですが、きのう葛城市の屋敷山公園のイベントをしている近くで交通事故、大事故があったようです。テレビであおり運転の問題などが取り上げられていることも含めながら、いろいろな交通の問題について、私は問題提起をしました、いろいろな意味で、届出を出さない、許可をとろうとしない人たちの行為は、悪意から出発しているわけで、悪意に対応する展開が必要です。だから、司法当局との関係においても、いろいろな意味で忍びがたい事案はたくさんあると思いますけれど、厳しく展開することを通して、再発を防止するための対応をぜひお願いしたい。話が交通の問題にもそれでしたけれども、お願いをしておきたいと思います。また、知事の所見を伺いたいと思います。

次に、空き家対策についてですが、これも全国的な問題であり、奈良県の問題であり、各市町村の問題でもあります。みんな困っているわけです。空き家になっている家は朽ちているということで、環境の問題などいろいろな問題が生じております。空き家を撤去すると固定資産税が上がるということで、そのまま置いておいたほうが経済的には助かるという理由もあるようです。いずれにしても、空き家対策については、相当な人たちが困っているということです。隣近所の問題や、まちおこし等についても影響があると思いますので、県独自で何か手だてを講じる方法がないのか、関係機関の担当者が集まって検討する、あるいは国に要望することも含めて、ぜひプロジェクトを組んでもらいたいので、知事に取り組む意欲を示していただくことをお願いしたいと思います。

次に、入札制度についてです。建設委員会や、あるいは県土マネジメント部、まちづくり推進局等とのいろいろな交流の中で提起している内容です。国土交通省と奈良県政とは、いろいろな意味で密接につながっていると私は思いますけれども、入札制度については矛盾があります。国土交通省の意向も酌み取りながら、心に向けていただきたいと思います。私は建設にかかわって、いろいろな指導をしており、私も組織をつくっているわけですが、そのような指導の関係においても、今日的な近代的な方向に向かって業者を指導しないと

いけない。また、業者自身も勉強しないといけないと、ずっと言い続けているわけです。端的に言いますけれども、最低制限価格と低入札価格調査基準価格は、国土交通省の方針は事後公表で、事前公表しているのは奈良県と福岡県だけです。つまり先に、入札に係る金額が公表されるわけで、同じ金額の入札があればくじ引きですが、くじ引きでよいのかというのが私どもの問題の捉え方です。だから、事前公表をする狙いがあると私は思いますけれども、他県はほとんど国土交通省の方針と歩調を合わせているわけです。奈良県が現在のやり方をずっと踏襲しているのは、それなりのよさがあるのだと思いますけれども、事後公表よりはメリットが少ないというのが私の判断です。知事、奈良県政の判断とは違うわけですが、私は業者の工事の品質向上の努力の確保、つまり、こういう材質の品質の材料を使ったらどうなるのかといったことや、価格についても勉強できることなども含めて、積算能力の育成等、いろいろな意味で業者の知恵、努力を養成・育成していく方向が大事ではないかと思えます。そのような意味で、国土交通省のように、事後公表にしてほしいということを提案、お願いしておきます。私の提案に心を寄せていただければありがたいと思いますけれども、即刻というわけにはいかない内容もあると思いますが、真剣にお考えいただきたいと思えます。

次に、信号機についてです。私が6月議会の本会議で質問しましたが、信号機は約80ほどの申し入れがあるけれども、毎年4カ所か5カ所しか設置されておらず、これからも信号機の設置の要望はどんどんふえると思えます。答弁としては、緊急性がないような信号設置箇所、つまりそんなに差し迫っていない箇所が、4割から5割あるように聞こえましたが、信号機は毎年5基だけ設置するのでは足りないのではないかと思います。予算もふやしてもらわないといけないけれども、申請を出したらいつかつけてもらえるということで、県議会議員に、あなたたちの政治力で早くつけてもらえと言わんばかりの注文が来ます。露骨な言い方をすると、選挙に影響するのです。だから、信号機の設置ができない場所について、言ってもらわないと、要望がいくらでも出てきます。御所市だけでも4カ所か5カ所出ていて、私が聞いている話は2カ所です。この2カ所は絶対につくってもらわないと、私の選挙に影響するのです。私はざっくばらんに言っていて、露骨に頼みますが、みんなそういうことです。つまり不要とは言わないけれども、緊急度の問題です。余計なことを言うようではありますが、奈良高等学校の問題も緊急度の問題です。地震は起こるかもわからない、起こらないかもわからない、そして起こらなかつたら、今日の財政事情の中でどうなるかという、もったいなかつたとなるわけです。もったいないという言

葉も、リサイクル運動なども含めて、課題、目標の内容になっているわけです。リースやリサイクルなどいろいろあって、これは廃棄物対策課に聞かないことにはわからないけれども、4目標というのがありますが、それに、もったいないが1つふえました。見通しもある程度聞かないといけない。だから、柔軟性を持って物事を処理しないとけない。このようなことを言うと、奈良高等学校の問題、平城高等学校の問題、統廃合の問題で躍起になっている人の気分を壊すかも知れませんが、老人福祉のための施設をもっとつくりなさい、もっときちんとしなさいと私は申し上げたい。知事、よろしく頼みます。もうあまり議論はしたくないですから、再質問はしません。

○荻田委員長 9月28日付の新聞記事の厚生労働省発表の再編統合について、鶴田医療政策局長から答弁をしてください。

○鶴田医療政策局長 まず、事実関係を述べますが、先週の木曜日、厚生労働省の地域医療構想ワーキンググループにおいて、再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等として、全国424の医療機関が名指しされました。その情報がワーキングの資料として公表されました。奈良県においては、5病院が名指しをされたという状況です。川口委員からのご指摘は、このようなことが公表されたときには、しっかりと県議会議員にも説明しなさいということであると受けとめております。木曜日に公表されたということもあり、事前に説明できていなかったことは、私自身反省しておりますので、このような重要な情報が公表された際には、しっかりと説明することを徹底したいと思っています。

○荻田委員長 それから、地域医療連携課からコメントが出ているので、これについて答弁してください。

○鶴田医療政策局長 厚生労働省から、再編統合の必要性について特に議論が必要な医療機関ということでリストアップされて、公表されたわけですけれども、この再編統合については、病院の廃止・統合だけを意味するのではなく、病院のダウンサイジングや機能の分化・連携、集約化なども含む広い概念であると説明がされているところです。一方で、マスコミの報道を見ると、いかにも統廃合ありきで報道されているところがあり、不安を与えてしまっていると思います。県としては、地域のニーズを踏まえて、病院が適切な医療を提供できるように、各医療圏ごとに地域医療構想調整会議が設置されておりますが、そこでしっかりと議論しながら、統廃合ありきではなく、それぞれの病院ごとの機能分化・連携を進めていきたいとお答えさせていただきます。

○荻田委員長 それでは、知事から答弁をお願いします。

○荒井知事 議論になるかもしれませんがよろしいですか。ノーとは言えませんから。議場は議論ですから。

まず、不法投棄ですが、不法な行為は許されないとします。そのときに行政としてどうするのか、いろいろなケースで課題になっています。川口委員が指摘されたようなケースは、主に不法な土のいじり方という類型のものだと思います。不法に土をいじったときは往々にして見つからないことが多いので、早く見つけるようにすることが課題だと思っています。現在、市町村と一緒に不法性がある土いじりかどうかを見つけようと考えています。

2つ目は、違法がわかったときの対応です。これも川口委員より、時々指摘があるように、行政に足りないところがあり、全庁的に対応するよう言われるところにつながっていると思います。県庁では、本庁と出先機関の情報共有が課題だと思っています。それから、違法行為があったときにどのように対応するのか、県庁内の役割分担も課題であり、月々瀬にしろ、往々にして上まで上がってこないケースがありました。現在、それをマニュアル化しようと努力しています。

それから、司法、警察との連携は大事です。まず警察に相談するということと、告発義務があるので裁判も辞さないということです。現在、迅速に対応するための取り組みの検討をしていますが、そのときはわかったけれども、後でどうなったかわからないというケースもあるので、履歴情報をきちんと整理することを考えています。また、管理をするときに、河川や道路等、部署がいろいろ分かれているのが問題になるケースもあるので、地域ごとの砂防指定地の推進会議、グループをつくることも考えています。まだ至らないところもあると思いますが、不法は許さないということに全力で取り組んでいきたいと思えます。

次に、空き家対策についてです。

空き家対策は川口委員お述べのように全国の課題でもあり、もちろん奈良県の課題でもあります。空き家対策は人口減とつながっているのですけれども、町を去る人をどのように引きとめるかという基本的なこともあるのですが、空き家が残っていて危ない、火事になりそう、ほったらかしだから何とかならないのかという空き家の状況が大変ふえています。空き家対策の実施主体は市町村であり、今まで国の予算などによるいろいろな仕組みは市町村が中心になっています。県はそのような市町村を助ける役目があると認識してい

ます。いろいろな国の補助を使って空き家対策をするのは市町村の役目になっていますけれども、市町村の取り組みを支援するという県の役目の中で、結果として、支援をした実績が33件というのは、全国でも多いほうだと聞いています。それから、最近、空き家は行政代執行で除却できるようになりました。行政代執行による除却も考えないといけないと思いますが、これも市町村の権限です。どのような場合にしてもらったほうがいいかを、県は他県を含めて事例を研究し、市町村と一緒に取り組みたいと思います。空き家が残っていると、そこに常時住んでいなくても固定資産税が安くなるため、空き家を残しているという話もあります。空き家を除却すれば、一定期間減免するという市町村が実施できる制度もあり、現時点では御所市が実施しています。そのような減免制度を利用してもらって空き家の除却を所有者が中心になってしてもらうことも、危険な空き家を残さないということでは大事なことだと思います。

次に、入札制度について答弁したいと思います。

入札制度の最低制限価格を、奈良県と福岡県はともに事前公表しており、これはやむを得ない措置だと考えています。そのきっかけとして、宇陀市の測量業者が、県職員から公表前の予定価格を聞き出して談合を行い、県職員も罪に落ちたという事件があり、そのような事件から職員を守るという観点もあります。それ以前には、最低入札価格を、議員も含めていろいろな方が県の部長から聞き出す風習がありました。今はもうないと思いますが、よくないことではないかと思います。それは過去のことですけれども、そのようなきっかけがあって、不法行為を許さないという意味でも、福岡県とともに最低制限価格の事前公表を導入しているというのが経緯です。

川口委員からは、そのようなことをすると建設業者の技術力、積算能力が低下するのではないかという指摘があったと思います。私は、事後公表すれば上がるというものではないと思っており、別途考えないといけないと思います。奈良県は業者数がとても多かった県です。どうして業者数は減らないのか、従業員がいない業者が入札に参加することは従来からありましたが、だんだん最近では減ってきているという情報をつかんでいます。いい建設業者を育てるのも行政の大きな役目です。その技術力のために奈良県は総合評価落札方式により、あなたのところはこういうことしているから点数が高いといった、きめ細かいことをしており、総合評価落札方式の全てで技術提案を求めています。その件数は年間約250件と、全国トップレベルです。このようなことを積み重ねると、建設業者の能力が向上するものと思っています。なお、最低制限価格の積算は、単価と歩掛けがあれば、

ほとんどできるわけですが、これは公表しておりますので、最低制限価格の意味は低下していると思います。

総合評価落札方式で技術力を上げるとともに、実績がなくても参加できる、チャレンジ型と言われる制度の整備を推進しています。技術力を上げるという点でのチャレンジです。

最後に、最低制限入札価格を事前公表について、国はどう言っているのかということですが、何カ月か前に、当時の国土交通省の技術審議官と担当課長が来庁された際に説明し、その後メールもいただきました。県の建設業界の技術力向上について説明し、また、経緯があって入札制限価格は事前公表していることも説明したところ、理解しますと私の前でおっしゃいました。メールの内容もそのとおりでした。今は、川口委員お述べのように技術力を上げることと、入札を通じた不法行為が起らないように念じています。最低制限価格を公表しても、不法なことが起らないことになれば、それにこしたことはありませんので、そのようになるように期待するとともに、推移を見守っているということです。

**○遠藤警察本部長** 信号機についてお尋ねがありました。

信号機は交通の安全と円滑を図ることを目的に、交差点または横断歩道において、交通流を時間的に分離して、交通流の交錯による交通事故の発生を防止するとともに、一定以上の交通量がある場合は、交差点の処理能力を改善、また、おくれ時間を減少させるというよい点があります。しかし、信号機の設置が適切でない場合または必要性のないところに信号機を設置した場合は、逆に信号無視を誘発し、また、例えば歩行者が滞留できない場所に設置すると交通事故が起こります。そのほか、自動車等を不要に停車させて、おくれ時間を増加させる等、交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれもあるということです。したがって、信号機の設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等をしっかり調査分析し、県民の要望一つ一つについて、確実に点検しながら必要性について判断をしています。そういった中で、ほかの対策で代替が可能か否かを考慮しつつ、緊急性、必要性の高いところから設置場所を選定して設置している状況です。

**○川口（正）委員** 繰り返し発言をしないと申しましたから、もうやりませんけれども、かみ合わないところがあまりにも多過ぎると私は思いました。しかし、かみ合わないところをかみ合わそうと思っても時間がかかるだけだから、まずはその前段に心をかみ合わないことには、寄せ合わないことには理解しがたい内容がたくさんあると私は思いますので、この辺で終わります。ただ、不法開発についての、知事と私の現状認識が大分ずれて



いると思いますので、担当者からよく聞いてください。不法開発については、きょうの資料にも出ていますけれども、雨が降らなければ、地震がこなければありがたいと思いますが、砂防地域に係る無届け不法開発は、広い土地を魂胆があってやっているのがありありとわかります。きょう、私は三度同じ言葉を使うけれども、悪が栄えれば世の中真っ暗闇というのが、子どものころから教えられてきた教訓です。だから、悪を栄えさせない方法を一生懸命に、お互い心を寄せ合いながら構築したいという願いをもって、知事に不法開発のことを申し上げました。私の発言でむかむかしたところもあろうかと思いますが、静めて、あしたからまたいい仕事をお願いします。

○荻田委員長 委員会運営の都合により、副委員長と進行を交代いたします。

○大国副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○荻田委員長 私からは、奈良市北椿尾町地内における残土搬入事案についてです。

奈良市東部地域では、このような事案が勃発している状況であり、皆様方にも配付しておりますように、8月26日に奈良県知事、県議会議長、奈良市長、奈良市議会議長に陳情書を出しました。そのことについて申し上げていきたいと思います。

ことしに入り、奈良市北椿尾町地内における林地に民間事業者が残土を搬入し、下流に土砂が流出する事案が生じています。この事業者は当初、残土を搬入する森林の面積を1ヘクタール以下であるということで、奈良市役所に対して森林の伐採届を提出しました。そして、奈良市が1ヘクタール以下であるという根拠も聞かずにこの届出を受理をしたことにより、残土の搬入に着手したものであります。このことについて、現時点では残土の搬入面積、森林の面積は1ヘクタールを超え、知事による林地開発許可が必要な案件と後でわかってきました。7月、8月に入り、豪雨によって、悪臭、汚濁といった被害によって、付近住民は大変なことに陥っていますので、このような無許可の行為による状況を踏まえて、県として今後どのように事業者の責任を追及し、原状復旧などの是正措置をさせるのかということをお聞かせいただきたい。

次に、申し上げたように伐採届を受ける市町村が、事業者からの伐採届の内容と開発行為との間に相違がないことを確認し、森林の開発行為が適切に行われるよう、県として市町村に対して強力に指導することによって、今回のような事案が再発しないようすべきでないかと考えています。知事として今後どのように取り組んでいかれるのか、2点についてお願いします。

○荒井知事 森林法の伐採届に不備があると思います。それから、市町村の能力に不足が

あると私は思っています。荻田委員長が質問された伐採届を取り寄せて見っていますが、これは2枚だけなのです。0.99ヘクタールは伐採届で済むことを、業者はよく知っていて、弱い市町村を狙うのです。伐採届は、担当がない市町村が多いですから、それを狙っている業者が全国にいるのです。それは森林環境管理制度を勉強しているとよくわかってきました。森林法では、伐採の届出の担当を市町村にさせていますが、それができないことを農林水産省は知っているのかと思うぐらいほったらかしであり、それを条例で何とかしようという動きがありました。伐採届で森林を伐採するだけでなく開発行為のネタにしようという業者は悪質だと思います。それは、市町村と県の行政のはざまを突くという手法です。この中に開発行為という項目があるのですけれども、森林以外の用途に供される場合、その用途を書きますが、この件では太陽光事業、荷物置き場のため、残土処分としての土木工事と1行書いてあるだけなのです。これでもうオーケーになります。全国でこのようなことが行われており、奈良県が狙われていると私は捉えています。そのときに、どのようにディフェンスできるのかということです。1ヘクタールを超える結果になったときには、県の森林法の許可が要りますので、県の許可になると許可条件で、土砂が崩れるようなことはしてはいけないと、市の伐採届よりも多少強いことを言わないといけないことになります。森林法の伐採届でも強く言えばいいと思いますけれども、県は今回のケースでも事業者に土砂搬入の中止を求めました。事業者に対して土砂搬入を中止して復旧をするように県として求めたわけです。その結果が出ないようであれば、監督処分をしないといけないという是正命令をかけます。是正命令では結果が出ないと、さらに訴訟や行政代執行を行うコースが予定されているということです。このケースでは厳しくしないといけないと思います。抜け道を探してやってきた業者であると思います。そのときに、森林法の弱いところを突いているという感じがするのですけれども、そもそも山で見えないところで、どんどん土砂処分しようという県外業者が結構多いことは聞いています。それを監視して早期発見により防止する、空から見るなどして、1ヘクタールを超えていることを概算で確認します。森林法の根拠があるので開発行為が1ヘクタールを超えるのはおかしい、危ないところの土砂災害の工事をきちんとしないといけない、1ヘクタールの中に高い土を積み上げると必ず崩れる、1ヘクタール以内でやっていると言ってもだめだということを届けを受ける際に厳しく言わないといけません。それが、だましましやる人たちに対する対処になるわけです。いろいろなやり方を工夫しながら、市町村のディフェンスを抜けられないように全力で阻止したいと思っています。

○荻田委員長 私がかかわる案件は、北椿尾町のほかに奈良市中畑町がありました。林地開発許可をしたもので、場所は若干違いますけれども、名阪国道に上がって、大阪府からダンプカーで1日当たり300台余を毎日入れるものですから、大変な状況になってきました。申し上げるまでもなく、県の森林整備課の対応は、例えば林地開発許可を付与した事業者に対しても、最初からですが、要は大きな面積で付与して、調整池をとりなさい、下のほうから積み上げて、下に対して、県道に対して、水路に対して影響を与えないようにしなさいということですが、森林整備課としての許可と管理監督責任というのは全くなかったのです。だからこそ、この際、知事にももっとしっかり耳を傾けてほしいという思いできょうは質問したのです。だから私は、林野庁にも連絡したり、林野庁のことにに関して二階幹事長ともいろいろな形で話もしていますけれども、要は林野庁というのは、一人しか私はわかりませんが、もう全く体をなしていないのではないかとということで、県の森林整備課も同じです。だから、私はこの際に知事に、行政代執行の話も出ましたけれども、こういった無責任な事業者に対しては、もっと強い権限でもって、徹底した指導を行ってほしいと思います。これは知事に要望します。このような点について、知事に対して農林部長、森林整備課長がどのような話をしているのかはわかりませんが、中畑町における林地開発の許可されている場所、北椿尾町で許可されている場所が、同一業者なものですから、私は余計に事業者としての悪を感じるわけです。だから、徹底した指導をお願いしたいと思うところです。

それから、最後に要望したいと思います。

今、知事からもいろいろお話があり、どうしても市町村がターゲットにされるということでした。そのような中で、土砂流出あるいは残土の投棄をする中で、何としても市町村がバリアを張る、何か規制をしないといけないということで、11市町村だったと思いますが、条例をつくりながら、500平方メートルあるいは1,000平方メートルのところもありましたけれども、私たちの市は私たちが守っていこうという運動をやっていたいています。私どもの奈良市も、このような事案を受けて、この9月にも市議会で代表質問もしていただきました。このことについては市長が来年3月に条例を制定をすべく対応していきたいということですので、市町村と連携もとりながら、知事が大きなリーダーシップを発揮して、森林の保全を守るといというのは国の責務でもありますし、加えて県知事としての発信力も出してほしいと願っています。

○荒井知事 スイスに学んで奈良県の森林環境管理制度を勉強している中で発見したのは、

日本の森林法は全く力がないということで、はっきりと農林水産省にも言いに行っています。そのような感じで、基本法があっても森林法にきちんとおりにていない。とりわけ森林はとにかく木を切る農林水産省の仕事しか森林法に書いておらず、伐採届はその最たるものです。防災の規制制限、動植物の生態、環境についても伐採届に何も書いていません。そして市町村に届出を受理させている。現在、全国で言われていますが、市町村は、皆伐、どんどん木を切って危ない山をつくっているのに、宮崎県でも伐採届をぽっともらっているという事例があり、とても由々しきことです。奈良県の場合は、伐採を皆伐で荒そうということではなく、急峻ですので、土砂搬出に利用しようと違う手口が発生しているということです。これは由々しきことだと強く認識しないといけない事態だと私は思っています。森林整備課が由々しきことをであるという意識がないということは、私からも責任上厳しく言いたいと思います。また、どこがしっかりしていないか教えてもらおうと、それに輪をかけて私が指導したいと思いますし、そうしたいと思います。市町村も、この意識があるところとないところと極端に分かれます。ない市町村もあるので厳しく指導したいのですが、市町村に指示すると地方公務員法違反だという人もおられますので、少し遠慮しながらしたいと思います。一緒に森林を守るべきではないかということで、チームを組みたいと思っています。

○**大国副委員長** それでは、委員長と進行を交代いたします。

○**荻田委員長** それでは、ほかに質疑がなければ、これをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めます。

○**池田委員** 自由民主党といたしましては、当委員会に付託を受けております全ての議案に賛成をいたします。

○**奥山委員** 自民党奈良も賛成です。

○**佐藤委員** 日本維新の会は付託された議案に賛成いたします。

○**今井委員** 日本共産党は一般会計補正予算に反対します。消費税が引き上げられる直前に、県民の暮らしが大変な中で、奈良県の予算はもっと県民目線に立ったものであるべきと考えております。一般会計補正予算では、奈良の食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理制度が出ております。この4年間で5,600万円の赤字が出ており、1億5,400万円の委託料で採算がとれています。指定管理者制度は民間に任せる

ことが適当な場合において行うものだという発言をいただきましたが、これでは民間の赤字の尻拭いをしている現状の中で、同じ業者に任せるべきではないと考えますので、反対いたします。青少年健全育成に係る条例の一部改正はやむなしと考えますが、インターネットを使った犯罪はこれから次々新たなものが出てくるのが想定されます。子どもを守るには罰則強化だけではなく、教育的な観点で子どもを見守ることが必要と考えます。奈良県道路整備基本計画は、切実な歩道の整備は後回しで、世界遺産を破壊するおそれのある京奈和自動車道大和北ルート建設を進めるといった計画になっておりますので反対をいたします。

○尾崎委員 新政ならば全ての議案に賛成をいたします。

○浦西委員 創生奈良も全ての議案に賛成をいたします。

○大国副委員長 公明党も付託されました全議案に賛成をいたします。

○荻田委員長 それでは、これより採決を行います。

まず初めに、反対意見がありました議案について、起立により採決を行います。

議第54号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。

起立多数であります。

よって、議第54号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案、議第55号から議第57号については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

以上3件の議案については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの3件の議案については、原案どおり可決することに決しました。

以上で、議案の審査は終了いたしました。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論される場合は委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論をされますか。

○今井委員 討論させていただきます。

○荻田委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いいたします  
ます。

次に、委員長報告については、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、正副委員長一任とさせていただきます。

なお、委員長報告は、10月7日月曜日の本会議で私から報告させていただきますので、  
ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

さる9月20日に設置されました予算審査特別委員会は、委員各位のご支援、ご協力に  
よりまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに、心から委員  
のご理解と理事者の皆様に厚くお礼申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これで、本日の会議を終わります。